

研究者の流動性向上について

- 研究者の流動性向上に関する調査・検討について（案）
…… 1～3 頁
- 大学・国研等に係る任期付任用制度の概要
…… 4 頁
- 国立大学、大学共同利用機関における任期付任用及び公募の実施状況
…… 5 頁
- 国立試験研究機関等における任期付任用及び公募の実施状況
…… 6 頁
- 人事院規則 8－12 に基づく任期付任用（研究プロジェクト対応型）の実施状況
…… 7 頁
- 各研究機関等における「任期制及び公募の適用方針を明示した計画」の作成状況
…… 8 頁

平成 13 年 5 月

研究者の流動性向上に関する調査・検討について（案）

1. 基本計画の理念

- 世界水準の優れた研究成果を生み出す仕組みの構築のためには、科学技術活動の基礎となる人材の充実は重要な課題。
- このため、任期制の広範な定着、公募の普及、産学官間の人材交流の促進等により研究者の流動化を促進し、特に若手研究者に多様な研究開発環境を経験させることにより、研究開発環境の活性化を図る必要がある。
- その際、研究者と産学官の研究機関等とのニーズを合致させることができる「市場メカニズム」が働く環境の形成が重要。

2. 基本計画に掲げられている事項

- 国の研究機関等（試験研究機関等、独立行政法人、国立大学、大学共同利用機関、特殊法人、認可法人）は、
 - ・ 30代半ば程度までの若手研究者については広く任期を付して雇用するように努めること。
 - ・ 研究を行う職については原則公募とし、広く資質・能力のある研究者に公平な雇用機会を提供すること。
 - ・ 任期制及び公募の適用方針を明示した計画を作成するよう努めること。
- 研究機関の評価に当たっては、任期制及び公募の適用状況を評価の一つの重要な観点とすること。
- 若手研究者が原則5年間は任期付研究員として活躍できるようにし、一定の条件の下に再任もできるようにすること。
- 任期付研究員について、業績や能力に応じた処遇を図れるよう改善を行うこと。
- 任期付教員等の業績、能力等を十分に反映した処遇の改善方策について検討すること。
- 産学官間の交流や国際交流を重視すること。
- ポストドクターや若手研究者の行政、企業等への派遣を可能とし促進すること。

3. 今後の調査・検討について

- 2のとおり、国の研究機関等は「任期制及び公募の適用方針を明示した計画」を作成するよう努めるものとされており、総合科学技術会議は、できるだけ早くこの実施計画の提出を求め、必要に応じ基本的な指針を取りまとめる必要がある。
- 各機関における上記計画の作成を促進するため、科学技術システム改革専門調査会において、計画のガイドラインを含む基本的な指針について調査・検討を進めてはどうか。

(参 考)

科学技術基本計画（平成13年3月30日閣議決定）【抜粋】

II. 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

1. 研究開発システムの改革

(1) 優れた成果を生み出す研究開発システムの構築

② 任期制の広範な普及等による人材の流動性の向上

若手研究者は任期を付して雇用し、その間の業績を評価して任期を付さない職を与える米国等におけるテニユア制は、米国等での研究開発環境の活性化の源と言われる。我が国も、将来に向けて、このような活力ある研究開発環境を指向し、30代半ば程度までは広く任期を付して雇用し、競争的な研究開発環境の中で研究者として活動できるよう、任期制の広範な定着に努める。また、研究者がその資質・能力に応じた職を得られるよう、公募の普及や産学官間の人材交流の促進等を図る。その際、研究者と産学官の研究機関等とのニーズを合致させることができる「市場メカニズム」が働く環境の形成が重要である。このため、

- 国立試験研究機関、独立行政法人研究機関、国立大学等の国の研究機関等は、30代半ば程度までの若手研究者については広く任期を付して雇用するように努めるとともに、研究を行う職については原則公募とし、広く資質・能力のある研究者に公平な雇用機会を提供する。国の研究機関等は、任期制及び公募の適用方針（業務や研究分野等により任期制又は公募を適用できない場合はその理由）を明示した計画を作成するよう努める。研究機関の評価に当たっては、任期制及び公募の適用状況を評価の一つの重要な観点とする。
- 現行の若手育成型任期付任用の任期は原則3年までとされているが、3年では実質的に研究に専念できる期間が短いことが指摘されている。これを踏まえ、十分かつ多様な研究機会を確保する観点から、若手研究者が原則5年間は任期付研究員として活躍できるようにするとともに一定の条件の下に再任もできるようにするなど、必要な措置を講ずる。その際、業績や能力に応じた処遇を図れるよう改善を行う。あわせて、大学における任期付教員をはじめとする教員の業績、能力等を十分に反映した処遇の改善方策につ

いて検討する。

- 研究者が多様な経験を積むとともに、研究者の流動性を高めるため、産学官間の交流や国際交流を重視する。その際、適性に応じて、研究開発のみならず、行政、産業界等幅広い職で活躍できるような多様なキャリア・パスを確保するため、ポストドクターや若手研究者の行政、企業等への派遣を可能とし、促進する。

第3章 科学技術基本計画を実行するに当たっての総合科学技術会議の使命

5. 重要施策についての基本的指針の策定

研究開発評価に関する大綱的指針は制定後既に3年を経過しており、基本計画を踏まえて速やかに改定する。また、研究者の流動化その他の科学技術システム改革に関する施策についても、基本計画を踏まえ、必要に応じ、基本的な指針を取りまとめる。

7. 基本計画のフォローアップ

総合科学技術会議は、以上のような取組を行うとともに、基本計画に掲げる施策の実施状況を、関係府省の協力の下、フォローアップし、必要に応じ意見を付して、内閣総理大臣及び関係大臣に提示する。特に基本計画で実施計画を求めた項目については、総合科学技術会議はできるだけ早く実施計画の提出を求める。フォローアップは毎年度末に行い、3年を経過したときにより詳細なフォローアップを実施し、必要に応じて基本計画に掲げた施策の変更などに柔軟に対応する。

また、総合科学技術会議は、関係府省の協力も得つつ、民間の活動も含め国内外の科学技術活動の実態の把握を行う。

なお、我が国の研究開発の実施体制の在り方については、今後とも総合科学技術会議で検討を進める。

大学・国研等に係る任期付任用制度の概要

	大 学	国の試験研究機関等	
根拠法令	大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号）	一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年6月4日法律第65号）	人事院規則 8－1 2（職員の任免）（昭和27年 5 月23日）
目的	大学等における教育研究の活性化のため、大学教員等について任期制を導入する。	国の試験研究機関等における研究活動の活性化のため、国の試験研究機関等の研究業務に従事する一般職の職員について任期制を導入する。	民間企業、私立大学等の研究者を国の研究プロジェクトに必要な期間、円滑に受け入れていくため、任期制を導入する。
内 容	(1) 各大学における任期制の導入やその具体的内容（任期を付ける職、任期の長さ、再任の可否等）については、当該大学の判断に委ねられている。 (2) 任期付任用ができる場合 ① <u>流動型</u> 多様な人材の確保が必要な教育研究組織の職に就ける場合 ② <u>研究助手型</u> 主として研究を行う助手の職に就ける場合 ③ <u>プロジェクト対応型</u> 特定の計画に基づき、期間を定めて教育研究を行う職に就ける場合	① <u>招へい型</u> その研究分野において特に優れた研究者と認められる者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合 ② <u>若手育成型</u> 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を、その研究分野において先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の涵養に資する研究業務に従事させる場合	○ <u>プロジェクト対応型</u> 特別の計画に基づき実施される研究事業に係る5年以内に終了する予定の科学技術に関する一定の研究業務に従事させる場合
任期等	① 大学が任期制を導入しようとする場合、<u>任期に関する規則</u>（任期を付す教員の職、任期の長さ等）を制定しなければならない。 ② 任期付任用を行うには、本人の同意が必要	① <u>招へい型：5年以内</u> ※ ただし人事院承認を得れば7年（特別の場合は10年）まで可。 ② <u>若手育成型：3年以内</u> ※ ただし人事院承認を得れば5年まで可。 ※ 任期を定めて採用する場合、当該職員にその任期を明示。	○ <u>5年以内</u> ○ 任期を定めて採用する場合、当該職員にその任期を明示。
俸給	一般の教員（教育職）と同様の俸給表を適用	一般の研究公務員（研究職）とは別の俸給表を適用。	一般の研究公務員（研究職）と同様の俸給表を適用

国立大学、大学共同利用機関における任期付任用 及び公募の実施状況

1. 任期に関する規則の制定状況

- 44の国立大学（総数：99）において制定され、適用者数は516人。
 - ※ 平成12年10月1日現在
 - ※ 国立大学の教員の総数は、60,673人（平成12年5月1日現在）
- 6の大学共同利用機関（総数：15）において制定され、適用者数は23人。
 - ※ 平成13年4月1日現在
 - ※ 大学共同利用機関の教員の総数は、1,492人（平成13年4月1日現在）

2. 教員採用に当たっての公募の実施状況

- 93の国立大学（総数：98）において、公募を実施。
- 公募による任用者数
教授：499人、助教授：604人、講師：315人
助手：631人
 - ※ 平成10年度の数値
 - ※ 参考として平成9年度の「新採用教員数と転入教員数の合計」を下に掲げる（このほか、同一大学内における内部昇任のケース等がある。）。
教授：617人、助教授：813人、講師：564人、助手：3482人

【文部科学省調べ】

国立試験研究機関等における任期付任用及び公募の実施状況

1. 任期付研究員法に基づく任期付任用及び公募の実施状況

○ 試験研究機関等（特定独立行政法人含む）における平成13年度の常勤研究員の採用者数329人のうち、140人が任期付研究員（若手育成型：111人、招へい型29人）。

○ 平成13年度に常勤研究員の採用を行った試験研究機関等（41）のうち、

- ・ 採用者のすべてを公募 … 31機関
- ・ 採用者の一部のみ公募 … 6機関
- ・ 全く公募していない … 4機関

※ 平成9～12年度の任期付研究員の任用実績
若手育成型：209人、招へい型：29人

2. 特殊法人等における任期付任用及び公募の実施状況

○ 特殊法人等（特定独立行政法人以外の独立行政法人、認可法人を含む）における平成13年度の常勤研究員の採用者数991人のうち、813人が任期付研究員。

○ 平成13年度に常勤研究員の採用を行った特殊法人等（10）のうち、

- ・ 採用者のすべてを公募 … 1機関
- ・ 採用者の一部のみ公募 … 8機関
- ・ 全く公募していない … 1機関

【注】本資料は、総合科学技術会議事務局において、研究者を雇用する試験研究機関等、独立行政法人、特殊法人、認可法人を所管する省庁に照会しその回答結果をとりまとめたもの。

人事院規則８－１２に基づく任期付任用（研究プロジェクト対応型）の実施状況

１．活用実績

２３人（平成１３年３月３１日現在）

２．実 施 例

- 物質・材料研究機構
 - ・ 平成１２年４月 ～ １５年３月（３年）
「ＳＲ研究プロジェクト」
- 航空宇宙技術研究所
 - ・ 平成１２年６月 ～ １５年３月（３年）
「航空安全技術の研究」
- 産業技術総合研究所
 - ・ 平成９年４月 ～ １４年３月（４年）
「次世代工学プロジェクト」
- 土木研究所
 - ・ 平成１１年１１月～１４年１０月（３年）
「既設トンネルの断面拡大技術に関する開発研究」

【注】本資料は、総合科学技術会議事務局において、各省庁に照会し、その回答結果をとりまとめたもの。

各研究機関等における「任期制及び公募の適用方針を明示した計画」の作成状況（平成１３年５月）

（ 機関数 ）

	作成又は 作成予定	検討中	未 定 作成予定なし	そ の 他
国立大学、大学共同利用 機関				（任期制を導入して いる大学等（５０） においては、任期 制を導入する教育 研究組織・職名・ 任期の長さなどを 明示した規則を定 め公表）
試験研究機関等	０	４	１６	２
特定独立行政法人	５	３	１１	１８ 〔中期計画 に明示等〕
特定独立行政法人以外の 独立行政法人、特殊法人 及び認可法人	０	２	６	３

【注】本資料は、総合科学技術会議事務局において、国立大学、大学共同利用機関、研究者を雇用する試験研究機関等、独立行政法人、特殊法人、認可法人を所管する省庁に照会しその回答結果をとりまとめたもの。